

○守谷市公害防止条例
昭和49年3月22日
条例第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止が市民の健康で文化的な生活を確保するうえできわめて重要であることにかんがみ、他の法令又は茨城県生活環境の保全等に関する条例(平成17年茨城県条例第9号。以下「県条例」という。)に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより公害対策の推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(2) 生活環境 人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(3) 許可事業場 人の健康又は生活環境を阻害するおそれのある物質を排出し、発生し、又は飛散させる工場又は事業場であって、別表に掲げるものをいう。

(4) 指定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭を排出し、発生し、又は飛散させるものであって、規則で定めるものをいう。

(5) 事業者 工場等及びその事業主をいう。

(6) 排出水 工場等から排出される水をいう。

(7) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(責務)

第3条 市長は、常に公害の状態を掌握するとともに、公害の防止に関する必要な施策を積極的に推進し、市民の生活環境の整備と防止に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って発生する公害を防止するため、自らの責任において、必要な措置を講ずるとともに、市長が行う公害防止に関する施策に協力しなければならない。

3 市民は、常に自ら公害を発生させないように努めるとともに市長が行う公害防止に関する施策に協力しなければならない。

4 何人も、公害関係法令又は県条例及びこの条例に違反していないことを理由として、公害の防止について最大限に努力することを怠ってはならない。

(他の地方公共団体との協力)

第4条 市長は、公害を防止するため必要と認めるときは、他の地方公共団体に協力を求め、又は他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

(事故届等)

第5条 事業者は、事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、速やかに公害防止のための措置を講ずるとともに、その計画書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による計画書を提出した者が当該計画に基づく措置を完了したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(公害防止の協定)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、事業者と公害防止に関する協定を締結するものとする。

(報告等)

第7条 市長は、毎年3月末までに前年における公害の状況及び公害防止に関して講じた施策等について、議会に報告するとともに、必要に応じて市民に公表するものとする。

(公害防止事業に対する援助)

第8条 市長は、公害防除施設の設置若しくは改善その他公害防止のため必要な資金のあっせん又は技術的若しくは財政的な援助に努めるものとする。

第2章 工場等に関する規制

第1節 許可事業場

(許可事業場)

第9条 許可事業場を設置し、又は開始しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 許可事業の種類及び事業場の所在地

(3) 事業場の構造及び使用又は管理の方法

- (4) 公害防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- (許可の基準)

第10条 市長は、前条第2項の規定による許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可を与えてはならない。

- (1) 公害関係法令又は県条例の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 茨城県の区域以外の区域より産業廃棄物を収集し、運搬し、及びその処分を行う場合。ただし、市長が認める必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第11条 第9条第1項の規定による許可には、公害防止に必要な限度において、条件を付することができる。

(経過措置)

第12条 1の工場等が許可事業場となった際、現にその事業を行っている者は、当該工場等が許可事業場となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、第9条第2項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第9条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

(構造等の変更の許可)

第13条 第9条第1項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第2号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第10条及び第11条の規定は、前項の許可について準用する。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条第1項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る同条第2項第1号又は第5号に掲げる事項に変更があったとき、又はその許可事業場の使用を廃したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第15条 市長は、第9条第1項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 公害関係法令又は県条例の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により許可を受けたとき。

(操業停止命令)

第16条 市長は、第9条第1項の規定による許可を受けずに許可事業場を設置している者若しくは第13条第1項の規定による構造等の変更に係る許可を受けていない者又は前条の規定により許可事業場の設置の許可を取り消された者に対し、当該許可事業場の操業の停止を命ずることができる。

第2節 指定施設

(指定施設の設置の届出)

第17条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設の構造及び管理の方法
- (4) 公害防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

(経過措置)

第18条 1の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第19条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第17条第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第17条第1号、第2号若しくは第5号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第20条 市長は、第17条又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る工場等が、第22条の規定による規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは管理の方法等について、計画の変更又は第17条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第21条 第17条又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造若しくは管理の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第17条又は第19条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第3節 規制基準

(規制基準)

第22条 指定施設に係る規制基準は、規則で定める。

(基準遵守義務)

第23条 指定施設を設置している者は、前条の規制基準を遵守しなければならない。

(排出水の処理方法の制限)

第24条 排出水を排出する者は、その排出水を直接地下水に流水させるような方法で処理してはならない。

(燃焼不適当等の燃焼禁止)

第25条 何人も著しいばい煙、粉じん、有毒ガス又は悪臭等を発生するおそれのあるゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂類又は廃油等を燃焼させてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合において、市長の指示する方法により燃焼させるときは、この限りでない。

2 市長は、前条又は前項の規定に違反すると認めるときは、その者に対し当該行為の停止又は施設の改善等公害防止のため必要な措置を命ずるものとする。

第4節 規制措置

(改善命令等)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可事業場又は指定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該施設の構造若しくは管理の方法若しくは公害防止の方法の改善又は施設の使用若しくは作業の一時停止を命ずることができる。

(1) 第11条に規定する許可の条件に違反していると認めるとき。

(2) 第22条に規定する規制基準に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。

2 前項の規定は、第18条の規定による届出をした者については、当該施設が指定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、その者が第19条の規定に係る構造等の変更の届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(改善措置の届出)

第27条 前条第1項の規定による改善命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置をとったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 雑則

(報告及び立入調査等)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対して報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は立入検査をする職員は、その身分を示す調査書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のため認められたと解釈してはならない。

(立入調査又は検査の承認)

第29条 何人も正当な理由がない限り、前条第1項の規定による調査又は検査を拒み、又は妨害してはならない。

(諮問)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第2条第4号の指定施設を定めようとするとき。

(2) 第9条第1項の規定による許可事業場に対する許可をしようとするとき。

(3) 第22条の規制基準を設定し、又は改正しようとするとき。

(4) その他市長が公害を防止するため特に必要と認めるとき。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第9条第1項の規定による許可を受けないで許可事業場を設置した者

(2) 第13条第1項の規定による構造等の変更の許可を受けないで変更した者

(3) 第16条、第20条、第25条第2項又は第26条の規定による命令に違反した者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第5条第1項、第12条、第14条又は第17条から第19条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項の規定に違反した者

(3) 第29条の規定による調査又は検査を拒み、又は妨害した者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金又は科料を科する。

附則

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第17条から第27条まで、及び第37条から第39条までの

規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

附則(平成6年8月1日条例第10号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附則(平成18年6月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。